

ウ 専用締め付け工具を継手に当て、管軸に直角に保持して、油圧によって締め付ける。

- ・ 桐生仕様のプレス継手は、口径 20mm の L 型継手と、口径 30・40・50 の一般継手とがある。
- ・ L 型継手については、締め付け回数を 2 回とする。
- ・ 一般継手については、締め付け回数を 1 回とする。

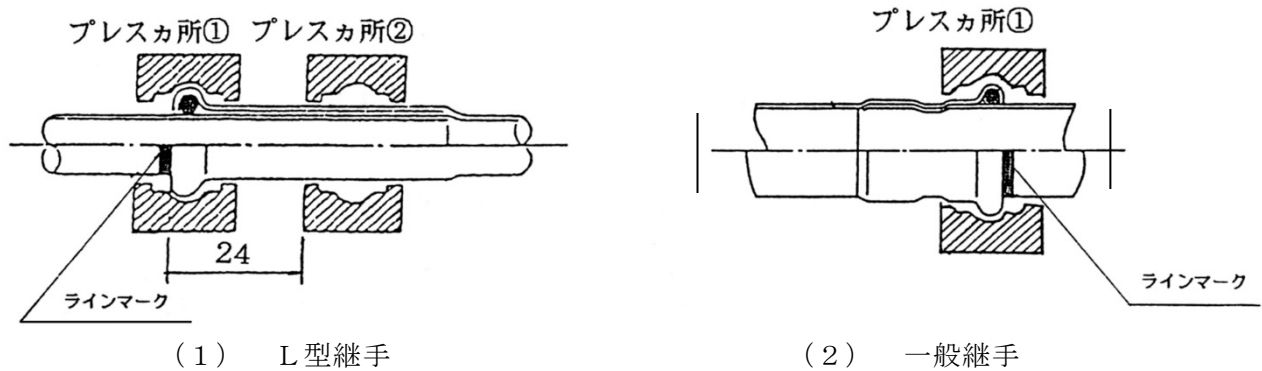


図-4.2 プレス継手 (1)・(2)

(3) その他の接合

その他の接合は、＜管布設編＞に準ずる。

7 土工事

土工事は、＜管布設編＞に準ずる

8 舗装復旧工事

舗装復旧工事は、＜管布設編＞に準ずる

9 工事現場管理

工事現場管理は、＜管布設編＞に準ずる

第5章 給水装置工事の実務

給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

＜桐生市水道事業給水条例第7条第1項＞

給水装置を新設、改造、修繕又は撤去しようとする者は、給水装置工事申込書（様式第1号）を桐生市水道事業管理者に提出しなければならない。

＜桐生市水道事業給水条例施行規程第3条第1項＞

給水装置の工事申込者は、当該工事が竣工したときは、速やかに給水装置工事検査願（様式第4号）を、管理者に提出し条例7条第2項に規定する工事検査を受けなければならない。

＜桐生市水道事業給水条例施行規程第10条第1項＞

1 指定給水装置工事事業者の提出書類

(1) 新設工事

- ・ 給水装置工事申込書 (様式第1号)
- ・ 給水申込書 (様式第5号)
- ・ 国道・県道・市道の掘削、占用等が必要な場合は申請図面一式
※市道掘削の場合は指定工事店より道路管理者に別途申請してください。
- ・ 給水装置工事検査願 (様式第4号)

(2) 改造工事

- ・ 給水装置工事申込書 (様式第1号)
- ・ 掘削申請図面
(メーター口径を増径する場合等で配水管より取り出しが必要な場合)
- ・ 量水器口径変更願 (メーター口径を小さくする場合) (様式第11号)
- ・ 給水装置工事検査願 (様式第4号)

(3) 修繕工事

- ・ 給水装置工事申込書 (様式第1号)
- ・ 給水装置工事検査願 (様式第4号)

(4) 撤去工事

- ・ 給水装置工事申込書 (様式第1号)
- ・ 給水装置工事検査願 (様式第4号)

(5) その他

- ・ 給水装置所有者変更届 (様式第10号)
(土地・建物の売買等により所有者が変更になった場合)
- ・ 給水装置工事変更 (申込取消) 届 (様式第3号)
(工事申込後にその工事の内容を変更し、又は工事を中止する場合)

2 給水装置工事の手続 (表-5.1)

給水装置工事の手続き

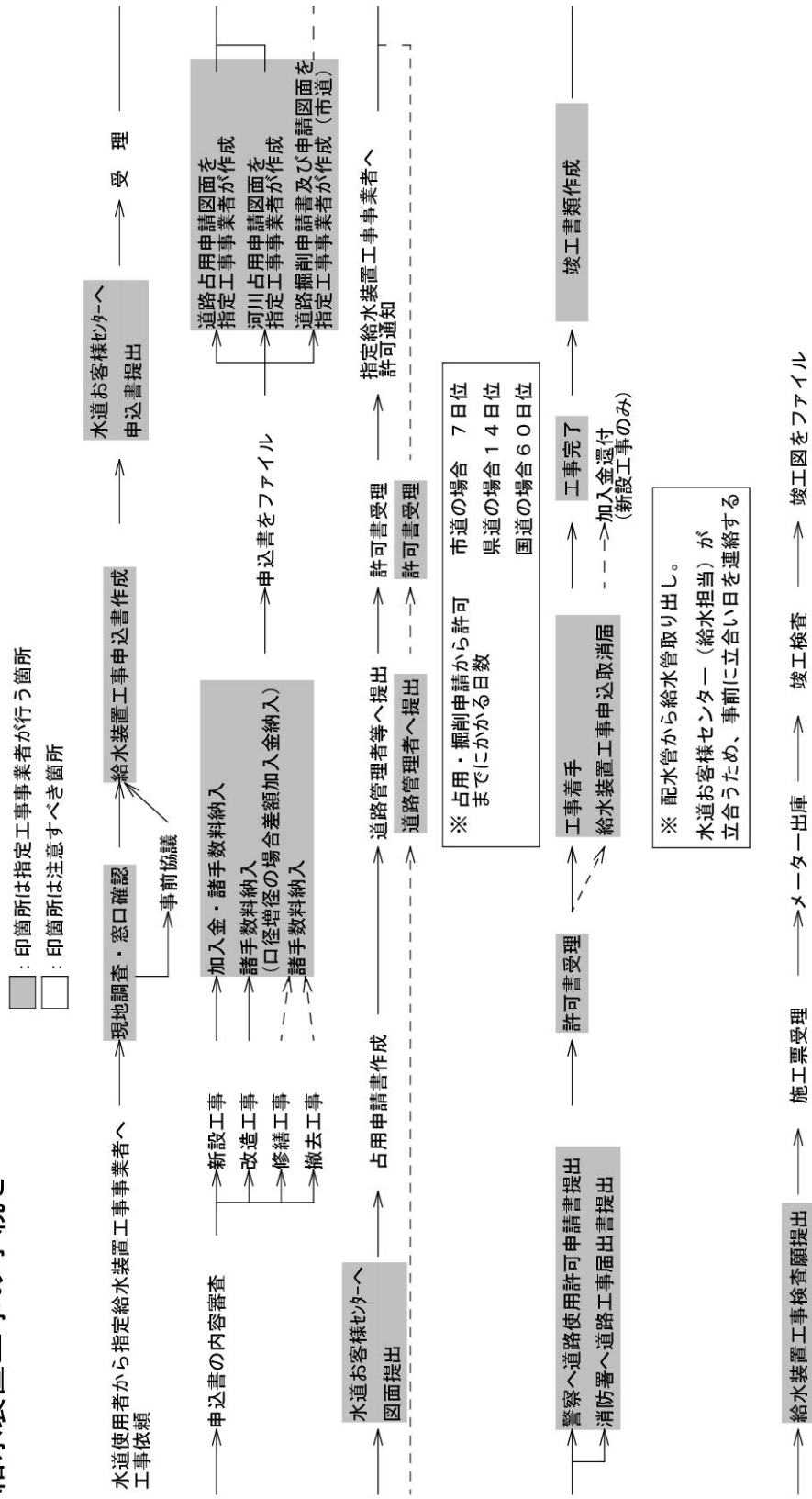


表-5.1 給水装置工事の手続

3 給水取出し工事等の施工についての注意事項

- (1) 止水栓（筐）は原則宅地内に設置し乙止水栓φ20mmの場合（参考図7-1又は同等品）φ25mm~φ50mmの場合や道路内等の車両が乗る場合は（参考図7-2又は同等品）を設置すること。また、道路内等の車両が乗る場所に設置する場合は台座等で沈下防止対策を行うこと。
- (2) 量水器（参考図7-3又は同等品）は官民境界の1.0m以内に設置しユニット（参考図3又は同等品）やバイパスユニット（参考図4又は同等品）を設置すること。また、車両が乗る恐れがある場合は重耐仕様にするこ
と。
- (3) 開発又は寄付行為や連合線・道路占用が必要な工事の場合、φ100mm以下の布設はHPP（青ポリ）で施工すること。ただし管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。
- (4) 道路内の布設時は管材防護や溶剤浸透防護のためポリエチレンスリーブを巻くこと。
- (5) 標準施工例（参考図8-1から8-7）を参考に施工すること。
※あくまで参考のため現場状況に応じて対応すること。